

## ◎介護保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書または口座振替によるお支払い）の2種類があります。

### 65歳以上の方

#### （第1号被保険者）

肝付町へ納付します。  
ご夫婦や扶養親族になっている方も、別計算でそれぞれ納めていただくことになります。

### 40歳以上 65歳未満の方

#### （第2号被保険者）

加入している医療保険者へ、医療保険料と合わせて納付します。※今年度65歳に到達した方は、65歳到達月の前月分までです。

#### 特別徴収（年金からの天引き）

6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）

- 年金受給額が年額18万円以上の方  
年金の支払い（偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ天引きとなります。
- ※老齢福祉年金・寡婦年金・恩給等については、年金からの天引きはできません。

#### 普通徴収（納付書・口座振替による納付）

7期（7月～翌年1月）

- 年金受給額が年額18万円未満の方
- 老齢福祉年金を受給されている方
- 年金を受けていない方
- ※納付書を役場又は金融機関に持参するか、口座振替をご利用ください。

特別徴収にならない場合・・・こんな時は普通徴収になります・・・

※年金受給額が年額18万円以上の方でも、次の場合は納付書（普通徴収）で保険料を納めていただきます。

■年度の途中で、65歳になる方	■年度の途中で、他の市町村から転入された方
■年度の途中で、年金の受給が始まった方	■年度の途中で、年間保険料額が変更になった場合
■年金の支給が差し止めになった、または年金を担保に融資を受けた方	

## ★普通徴収の方は、便利で安心な 口座振替 がおすすめです！

（振替日は毎期25日となります。25日が土・日に当たる場合は、次の最初の月曜日になります。）

《手続き方法》介護保険料の納付書、預貯金通帳、印鑑（通帳届印）をお持ちのうえ、直接金融機関窓口へお申込みください。

※口座振替の開始は、お申込みの翌々月以降からの納期分となります。お申込みされた当月分及び翌月分の保険料は納付書で納めてください。

## ◎その他の改正点

### ①介護医療院の創設【平成30年4月から】

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。介護医療院では、要介護者の方に対し、「長期療養のための医療」「日常生活上の介護」を一体的に提供します。※現在、肝付町には、本施設はありません。

### ②介護報酬の改定【平成30年4月から】

国が定める介護サービスの費用（介護報酬）は、3年ごとに見直されます。平成30年度は、改定の時期となり、サービスごとに定められた報酬額が改定されました。介護報酬の改定により、介護サービスを利用される方の自己負担額も変わります。

### ③一定以上の利用者負担割合の見直し【平成30年8月から】

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層（※）の負担割合を3割とします。ただし、月額44,400円を上限とします。

※合計所得金額220万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合は463万円以上）